

香美市告示第29号

令和8・9年度香美市小規模工事等契約希望者登録制度について、次のように定める。

令和8年2月16日

香美市長 依光 晃一郎

1 目的

香美市が発注する小規模工事等について、契約を希望する者を募集し、発注の際に積極的に業者選定の対象にすることにより受注機会の拡大を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 小規模工事等とは、金額が少額であって、内容が軽易であり、かつ、履行の確保が容易であると認められるものをいう。
- (2) 契約希望者とは、小規模工事等の契約を希望する者であって、香美市小規模工事等契約希望者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録されたものをいう。

3 種類及び金額

- (1) 小規模工事等の種類は、別表のとおりとする。ただし、別表に当てはまらない軽易な工事等で市長が特に認めたときは対象とする。
- (2) 小規模工事等によることができるとする契約の種類及び金額は、香美市契約規則（平成18年香美市規則第53号。以下「契約規則」という。）第30条第1号及び第6号に掲げるものとする。

4 名簿の有効期間

- (1) 名簿の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月1日までとする。
- (2) 前号の有効期間の始期以後に資格審査の申請を行った場合の小規模工事等契約希望者資格の有効期間は、登録日から令和10年3月31日までとする。

5 申請手続

- (1) 名簿への登録を申請する者（以下「申請者」という。）は、令和8年3月1日から令和10年3月31日までに、申請を行わなければならない。
- (2) 申請者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - ア 香美市小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）
 - イ 香美市小規模工事等契約希望者登録に係る市税確認同意書（様式第2号）
 - ウ 小規模工事等の履行をするために必要な資格、許可等の写し
 - エ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- (3) 次のアからエまでのいずれかに該当する者は、名簿への登録を申請することができない。
 - ア 香美市建設工事入札参加資格者名簿に登録された者
 - イ 小規模工事等の履行をするために必要な資格、許可等を有しない者

ウ 香美市税を滞納している者

エ 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号）第4条各号のいずれかに該当すると認められる者

（4）前号のいずれかに該当する者からの申請があったときは、香美市小規模工事等希望者登録名簿登録拒否通知（様式第3号）により名簿へ登録しない旨をその者に通知するものとする。

6 名簿の公表

名簿は、閲覧に供する方法等により公表する。

7 申請内容の変更の届出

申請者又は契約希望者は、申請内容の変更があったときは、速やかに香美市小規模工事等契約希望者登録事項変更届（様式第4号）により変更事項を市長に届け出なければならない。

8 申請内容の抹消の届出

登録の抹消を希望する契約希望者は、その旨を速やかに香美市小規模工事等契約希望者登録抹消届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

9 書類の提出方法

この告示に定める書類は、原則として、香美市入札契約情報ポータルサイトにより提出するものとする。ただし、これによりがたいときは、持参又は郵送により提出することができる。

10 運用上の取扱い

（1）香美市は、契約規則第31条の規定により見積書を徴取しようとするときは、原則として複数の契約希望者を積極的に業者選定の対象にしなければならない。

（2）契約事業者は、契約規則、香美市建設工事請負契約約款その他関係法令に基づき信義に従い、誠実に施工しなければならない。

（3）契約事業者は、受注した工事等を一括下請又は一括再委託してはならない。

11 前払金等

小規模工事等については、前金払及び部分払の対象外とする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年3月1日から施行する。

（廃止）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、廃止する。

別表

小規模工事等の種類及び例示

No.	工事の種類	工事等の例示
1	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事等で簡易なもの
2	左官工事	左官工事等で簡易なもの
3	ガラス工事	ガラス加工取付工事等で簡易なもの
4	内装仕上工事	天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、カーテン・ブラインド工事等で簡易なもの
5	建具工事	サッシ工事、シャッター工事、金属製・木製建具工事等で簡易なもの
6	塗装・防水工事	塗装・防水工事等で簡易なもの
7	石工事	石積工事等で簡易なもの
8	スクリーン清掃	スクリーン清掃（廃棄物の移動を伴わないものに限る）で簡易なもの
9	造園工事	剪定、草刈、植栽等で簡易なもの
10	電気工事	送配電設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事等で簡易なもの
11	鉄骨工事	鉄骨工事等で簡易なもの
12	管工事	空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス管配管工事、ダクト工事等で簡易なもの
13	解体工事	建築物・工作物の解体工事等で簡易なもの
14	測量・設計	土木・建築に係る測量・設計等で簡易なもの

※ 廃棄物の移動を伴うものについては、専門業者に依頼すること。